



教体第148号

教文第213号

令和4年(2022年)4月26日

各県立学校長 様

教 育 長

### 部活動における対外活動について (通知)

このことについて、令和4年(2022年)4月6日付け教高第13号等により通知していましたが、本県のリスクレベルは依然としてレベル2を維持しており、基本的な感染対策が重要です。一方で、新型コロナウイルス感染症の長期化の中、持続的に生徒の教育活動と学びを保障していく必要があります。今後、中・高体連等や中央競技団体等が主催・共催する全国・九州大会が開催されることから、適切な感染対策を講じた上で、部活動における対外活動について一部見直すこととしました。

つきましては、九州各県の県外遠征の状況を鑑み、4月27日以降の部活動における対外活動については当面の間、下記のとおりとしますので関係職員へ周知願います。

なお、衛生管理マニュアルを遵守するとともに、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を一層徹底するよう指導願います。

また、本通知内容は、今後の感染拡大の状況等に応じて変更する場合があります。

### 記

#### 1 部活動の対外活動について

- (1) 県内外における練習試合や合宿等(他校との交流活動を含む。)の実施及び大会(公式以外の大会を含む。)の参加を可とするが、実施の際は、後述の遵守事項を徹底すること。

なお、練習試合や合同練習、合宿等及び観客を集めて行う演奏会等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

- (2) 県立中学校及び特別支援学校小中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については、原則として県内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

#### 2 対外活動における遵守事項について

- (1) 実施前から行うこと

ア 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

イ 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

ウ 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。(運動部のみ)

エ 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を利用すること。また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。

- オ 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。
- (2) 実施中に行うこと
- ア 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
- イ 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
- ウ 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。
- エ 宿泊を伴う場合は、令和2年(2020年)9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。
- (3) 実施後に行うこと
- ア 帰宅後10日間程度の検温等の記録を確実にするなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

**【問い合わせ先】**

体育保健課 学校体育班 平川 中村  
TEL 096-333-2711  
文化課 総務班 藤本 齊藤  
TEL 096-333-2704